

社会福祉法人睦会職員給与規程

第1章 総 則

(目 的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人睦会就業規則（以下「就業規則」という。）第25条及び第27条の規定に基づき、社会福祉法人睦会職員の給与及び退職金に関する事項を定めるものとする。

(適用範囲)

第 2 条 この規程は、就業規則第2条に定める職員（臨時職員を除く）に適用する。臨時職員の給与に関する事項は、別に定めるもののほか、この規程の一部を準用する。

(給 与)

第 3 条 この規程でいう給与は、次のとおりとする。

(1) 基準内給与

給料又は賃金、扶養手当、住居手当、通勤手当及び管理職手当

(2) 基準外給与

時間外勤務手当及び夜間勤務手当

(3) 臨時の給与

期末手当、勤勉手当、寒冷地手当及び処遇改善手当

第2章 給 与

第1節 給与の支払

(給与の計算期間)

第 4 条 給与の計算期間は、月初めから月末までを1箇月として締め切って計算する。

(給与の支払日)

第 5 条 給与の支払日は、次のとおりとする。ただし、当日が休日に当たるときは、その前日に繰り上げて支払うものとする。

(1) 基準内給与

毎月給与の計算期間における当月の25日（パート職員にあっては翌月の5日）

(2) 基準外給与

毎月給与の計算期間における翌月の25日（パート職員にあっては前号に掲げる日）

(3) 臨時の給与

第21条、第22条、第23条及び第24条のそれぞれ第2項に規定する日

(非常時の支払)

第 6 条 前条の規定にかかわらず、職員の収入によって生計を維持するものが、次に掲げる事項に該当する場合は、即時に既往の労働に対する給与を支払うものとする。

(1) 出産した場合

(2) 負傷または疾病のための費用を要する場合

- (3) 天災その他の災害を被った場合
- (4) 婚礼または葬儀の費用に充てる場合
- (5) その他やむを得ない事情で理事長が必要と認めた場合

(退職及び死亡時の支払)

第 7 条 退職または死亡した場合において、本人または遺族から給与の支払請求があった場合は、第 5 条の規定にかかわらず、7 日以内に既往の労働に対する給与を支払うものとする。

(給与の支払方法)

第 8 条 給与は、原則として通貨をもって直接本人にその全額を支払うものとする。ただし、本人の同意を得た場合には、本人が指定した本人名義の預貯金口座へ振り込むことによってその全額を支払い、本人が給与支払日に給与の払い出しができるようにするものとする。

(給与の控除)

第 9 条 次に掲げるものは、給与支払いの際控除する。

- (1) 法令によるもの
 - ア 給与所得税
 - イ 地方税
 - ウ 健康保険料、介護保険料（一定の者）
 - エ 厚生年金保険料
 - オ 雇用保険料
- (2) 職員代表との協定によるもの
 - ア 岩手県社会福祉協議会民間社会福祉事業職員共済事業会費（パート職員を除く）
 - イ 食費
 - ウ 互助会費
 - エ 生命保険料、財形貯蓄金

第 2 節 給与の算定

(基準内給与の算定)

第 10 条 基準内給与は、月額（パート職員にあつては時間額）により定めるものとする。

2 給与計算期間の途中において、採用、退職または死亡、復職、休職等の異動があった場合の基準内給与は、次により算定する。

- (1) 給料は、日割計算とし、給与計算期間における実労働日数相当額とする。ただし、退職または死亡した場合は、給与計算期間中の全額とする。
- (2) 扶養手当、住居手当、通勤手当及び管理職手当は、給与計算期間の初日を基準とする。

(傷病者及び休職者の給与)

第 11 条 正職員及び嘱託職員の傷病者及び休職者の給与は、次のとおりとする。

- (1) 業務上の事由による傷病者及び休職者の給与は、給料、扶養手当、住居手当、期末手当及び寒冷地手当の全額を支給する。
- (2) 業務外の事由による休職者の給与は、1 年（結核性疾患の場合は 2 年）以内において給料の 100 分の 80 を限度として支給する。

2 パート職員の業務上の事由による傷病者及び休職者の賃金は、その全額を支給する。

第3節 給 料

(給料表)

第12条 給料は、次に掲げる給料表によるものとする。

- (1) 次号に掲げる者以外の者(パート職員を除く)の給料表は、別表第1のとおりとする。
- (2) 調理員の職にある正職員及び嘱託職員の給料表は、別表第2のとおりとする。

(給料の決定)

第13条 新たに職員となった者の給料は、初任給基準表(別表第3)により定めるものとする。ただし、その定める号給に経験年数換算表(別表第4)により換算した号給を加算することができるものとする。

- 2 職務の級は、その者の職務、知識及び経験、他の職員との権衡等を考慮して、級別職務表(別表第5)により定めるものとする。
- 3 前項の級により定める給料は、原則として、その級のもっとも低位の号給とする。ただし、その号給が現号給に4号給(嘱託職員にあっては2号給)を加算した場合に得られる給料を下回ることはできないものとする。

第4節 賃 金

(賃金の決定)

第14条 新たにパート職員となった者の賃金は、時間額 810 円とする。ただし、その時間額に前条第1項に定める経験年数換算表による経験年数相当分を加算することができるものとする。

第5節 諸 手 当

(扶養手当)

第15条 正職員及び嘱託職員に、その者の収入によって主たる生計を維持する配偶者、満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子、及び60歳以上の父母(以下「扶養親族」という。)がいるときは、次に掲げる区分により扶養手当を支給するものとする。

- (1) 扶養親族である配偶者 月額 6,500 円
- (2) 扶養親族である子 それぞれ1人につき月額 10,000 円
- (3) 扶養親族である父母 それぞれ1人につき月額 6,500 円

2 扶養親族に満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる場合は、前項各号の額に1人につき5,000円を加算するものとする。

(住居手当)

第16条 住居手当は、次に掲げる区分により正職員及び嘱託職員に対し支給するものとする。

- (1) 借家等に居住し月額 23,000 円以下の家賃を支払っている場合
家賃の月額から 12,000 円を控除した額
- (2) 借家等に居住し月額 23,000 円を超える家賃を支払っている場合
家賃の月額から 23,000 円を控除した額の2分の1の額(その額が 16,000 円を超えるときは 16,000 円)に 11,000 円を加算した額

(通勤手当)

第17条 通勤手当は、通勤に際し、その要する区間の距離が片道2km以上ある場合において、次に掲げる区分により支給するものとする。ただし、就業日数が正職員及び嘱託職員と異なるパート職員にあっては、その日数相当分を調整して支給するものとする。

- (1) バス、鉄道等の交通機関を利用する場合
通勤に要する区間の通用期間6箇月の定期券の価額
- (2) 自転車、自動車等の車輛を使用する場合

通勤に要する区間の距離 (片道)

2km以上 4km未満	4km以上 6km未満	6km以上 8km未満	8km以上 10km未満	10km以上 12km未満	12km以上 14km未満	14km以上 16km未満	16km以上 18km未満	18km以上 20km未満	20km以上 22km未満
2,250円	3,750円	5,250円	6,750円	8,250円	9,750円	11,250円	12,750円	14,250円	15,750円
22km以上 25km未満	25km以上 30km未満	30km以上 35km未満	35km以上 40km未満	40km以上 45km未満	45km以上 50km未満	50km以上 55km未満	55km以上 60km未満	60km以上	
17,250円	18,150円	19,050円	19,950円	20,850円	21,750円	22,650円	23,550円	24,500円	

(管理職手当)

第18条 管理職手当は、管理監督の地位にある職員に対し、次に掲げる区分により、支給するものとする。

- (1) 事務局長、遠野コロニー所長及び石上の園々長
給料月額に100分の8を乗じて得た額
- (2) 事務局次長、多賀の里所長、ほほえみ所長及びらいと所長
給料月額に100分の6を乗じて得た額

(時間外勤務手当)

第19条 正職員及び嘱託職員の時間外勤務手当は、正規の就業時間を超えて勤務することを命じ、その勤務に服した職員に対し、次の掲げる区分により、給料月額に12を乗じて得た額を1週間の所定労働時間に52週を乗じて得た時間で除して得た額（以下「1時間当たりの算定基礎額」という。）に割増して支給するものとする。ただし、管理職手当を支給する職員には支給しないものとする。

- (1) 勤務した時間が土曜日、日曜日の午後10時から翌日午前5時までの間に当たる場合
勤務1時間につき1時間当たりの算定基礎額に100分の160を乗じて得た額
- (2) 勤務した時間が土曜日、日曜日の前号以外に当たる場合
勤務1時間につき1時間当たりの算定基礎額に100分の135を乗じて得た額
- (3) 勤務した時間が土曜日、日曜日以外（祝日及び年末年始の休日等を含む）の午後10時から翌日午前5時までの間に当たる場合
勤務1時間につき1時間当たりの算定基礎額に100分の150を乗じて得た額
- (4) 勤務した時間が土曜日、日曜日以外（祝日及び年末年始の休日等を含む）の前号以外に当たる場合
勤務1時間につき1時間当たりの算定基礎額に100分の125を乗じて得た額

2 パート職員の時間外勤務手当は、正規の就業時間を超えて勤務することを命じ、その勤務に服した職員に対し、1日当たりの就業時間が8時間を超えない場合は、時間額の100分の100の額を、1日当たりの就業時間が8時間を超える場合は、前項各号に定める場合において時間額の100分の100に定める乗率で得た額を割増して支給するものとする。

3 前項の勤務時間を算出する場合、1箇月分の勤務時間を合計し、1時間未満の端数が生じたときは、30分未満はこれを切り捨て、30分以上はこれを1時間に切り上げて計算するものとする。
(夜間勤務手当)

第20条 夜間勤務手当は、午後10時から翌日午前5時までの間に勤務することを命じ、その勤務に服した職員に対し、勤務1時間につき1時間当たりの算定基礎額に100分の25を乗じて得た額を支給するものとする。ただし、管理職手当を支給する職員には支給しないものとする。

2 前項の勤務時間を算出する場合は、前条第2項に規定する計算の例による。
(期末手当)

第21条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下「基準日」という。)に在職している職員に対し、その期間率(別表第6)に応じ、次に掲げる区分により支給するものとする。

(1) 基準日が6月1日の場合

- ア 正職員 給料に扶養手当の額を加算した額の100分の125
- イ 嘱託職員 給料に扶養手当の額を加算した額の100分の120

(2) 基準日が12月1日の場合

- ア 正職員 給料に扶養手当の額を加算した額の100分の150
- イ 嘱託職員 給料に扶養手当の額を加算した額の100分の120
- ウ パート職員 月額に相当する賃金の100分の100

2 期末手当の支給日は、それぞれ基準日の属する月の15日とする。

(勤勉手当)

第22条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下「基準日」という。)に在職している正職員に対し、その期間率(別表第7)に応じ、次のとおり支給するものとする。

(1) 基準日が6月1日の場合 給料に扶養手当の額を加算した額の100分の87.5

(2) 基準日が12月1日の場合 給料に扶養手当の額を加算した額の100分の87.5

2 勤勉手当の支給日は、それぞれ基準日の属する月の15日とする。

(寒冷地手当)

第23条 寒冷地手当は、毎年11月から翌年3月までの各月の初日(以下「基準日」という。)に在職している正職員及び嘱託職員に対し、次に掲げる区分により、基準日の属する月に支給するものとする。

(1) 扶養親族が3人以上いる世帯主である職員

月額22,040円

(2) 扶養親族が1人または2人いる世帯主である職員

月額17,800円

(3) 扶養親族がいない世帯主である職員

月額10,200円

(4) 前各号以外の職員

月額7,360円

2 寒冷地手当の支給日は、第5条に規定する基準内給与の支払日の例による。

(処遇改善手当)

第24条 処遇改善手当は、令和3年3月1日（以下「基準日」という。）に在職し、基準日前3箇月在職している正職員及び嘱託職員に対し、給料の100分の80に216,000円を加えた額を支給するものとする。

2 処遇改善手当の支給日は、基準日の属する月の25日とする。

第3章 昇 給

(昇 給)

第25条 昇給は、昇給前1年間（パート職員にあっては就業日数が240日に相当する期間）の勤務実績を考慮して、次に掲げる区分により実施する。

- (1) 正職員 標準を4号給（55歳以上の者は2号給）とする。
- (2) 嘱託職員 標準を2号給とする。
- (3) パート職員 昇給前の賃金に2%を加算（10円未満切捨）する。

2 前項の勤務実績を考慮する場合とは、次に掲げる事項を含むものとする。

- (1) 勤務成績が不良の場合
- (2) 業務外の事由により実就業日数が所定の就業日数の3分の2に達しない場合
- (3) 休職中（育児休業中を含む）の場合
- (4) 退職手続中の場合
- (5) その他昇給することが不相当と認められる場合

3 昇給は、毎年1月1日（パート職員にあっては就業日数が240日に相当する期間に達する日の属する月の翌月1日）をもって行うものとする。

第4章 退 職 金

(退 職 金)

第26条 正職員及び嘱託職員が退職したときは、社会福祉施設職員退職手当共済法の定めによる退職金、及び在職中に加入した岩手県社会福祉協議会民間社会福祉事業職員共済事業（以下「県社協共済事業」という。）により給付される退会共済金を退職金として支給する。

2 独立行政法人福祉医療機構及び県社協共済事業に加入している職員を継続異動による職員として採用した者の勤務期間は、異動前の施設（団体）の勤務期間を通算することができるものとする。

附 則

この規程は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和56年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和56年3月1日から施行し、昭和54年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、昭和57年1月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、昭和58年4月1日から施行する。

2 この規程による改正後の社会福祉法人睦会職員給与規程（以下「新規程」という。）別表第5住居手当の項の規定による住居手当の額が、この規程による改正前の社会福祉法人睦会職員給与規程別表第5住居手当の項の規定による住居手当の額に達しないこととなる期間がある職員の（達しないこととなる期間の）住居手当については、新規程別表第5住居手当の項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規程は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和61年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和63年4月1日から施行し、別表第1及び別表第2の改正規程については、昭和62年4月1日以降の支給分についてから適用する。

附 則

この規程は、平成元年4月1日から施行する。ただし、別表第1及び別表第2の改正については、昭和63年4月1日以降の支給分についてから施行する。

附 則

この規程は、平成2年3月1日から施行し、平成元年4月1日以降の給料分についてから適用する。

附 則

この規程は、平成3年4月1日から施行し、別表第1及び別表第2の改正については、平成3年4月1日の支給分についてから適用する。

附 則

1 この規程は、平成3年11月1日から施行する。

2 この規程による改正後の社会福祉法人睦会職員給与規程別表第6の規定は、平成3年4月1日以後に出発した旅行から適用する。

附 則

この規程は、平成4年3月1日から施行し、平成3年4月1日以降の給料の支給分についてから適用する。

附 則

この規程は、平成4年7月24日から施行し、平成4年4月1日以降の支給分から適用する。

附 則

- 1 この規程は、平成4年4月1日から施行する。
- 2 この規程による改正後の社会福祉法人睦会職員給与規程（以下「新規程」という。）別表第5住居手当の項の規定による住居手当の額が、この規程による改正前の社会福祉法人睦会職員給与規程別表第5住居手当の項の規定による住居手当の額に達しないこととなる期間がある職員の（達しないこととなる期間の）住居手当については、新規程別表第5住居手当の項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成5年12月22日から施行し、別表第1及び別表第4の改正規程は、平成5年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成6年12月15日から施行し、別表第1及び別表第4の改正規程は、平成6年4月1日から適用し、ただし扶養手当に関する改正規程は、平成7年1月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成8年1月24日から施行し、別表第1の改正規程は、平成7年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成8年5月22日から施行する。

附 則

この規程は、平成10年5月22日から施行し、第11条第2項、第3項の改正については、平成10年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成11年3月18日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成9年1月20日から施行し、別表第1の改正規程は、平成8年4月1日から適用する。又別表第4の扶養手当の項の改正は、平成8年4月1日から適用する。別表第4の寒冷地手当の改正規程は、平成9年4月1日から適用する。
- 2 寒冷地手当の基準額に関する経過措置

平成8年度の社会福祉法人睦会職員給与規程で規定する基準日（以下「指定日」という。）に対応する指定日以前から引き続き在職する職員の寒冷地手当（その支給すべき事由の生じた日が平成12年度の基準日に対応する指定日以前であるものに限る。）について、規定による改正後の職員給与規程によるものとした場合の基準額（以下「改正後の基準額」という。）がみなし基準額〔改正後の規程による平成8年度の基準日（当該基準日の翌日から当該基準日に対応する指定日までの間に新たに職員となった者にあつては、職員になった日（以下「平成8年度基準日」という。）における当該職員の給料の月額と平成8年度基準日におけるその者の扶養親族の数に応じ改正後の規程の例により算出した額との合計額、又は583,000円のいずれか低い額に平成8年度

の基準日に対応する指定日において、100分の30を乗じて得た額を合算した額をいう。以下同じ。)に達しないこととなる場合において、みなし基準額から改正後の基準額を減じた額が次の表の左欄に掲げる寒冷地手当を支給すべき事由が生じた日の属する期間の区分に応じ、同表の右欄に定める額を超えるときは、改正規程にかかわらず、みなし基準額から同表左欄に掲げる当該期間の区分に応じ、同表の右欄に定める額を減じた額をもって当該職員に係る同項の基準額とする。

平成9年度の基準日から当該基準日に対応する指定日まで	20,000円
平成10年度の基準日から当該基準日に対応する指定日まで	40,000円
平成11年度の基準日から当該基準日に対応する指定日まで	60,000円
平成12年度の基準日から当該基準日に対応する指定日まで	80,000円

附 則

この規程は、平成10年1月22日から施行し、別表第1の改正規程は、平成9年4月1日から適用する。又、別表第4の改正規程は、平成9年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成10年3月26日から施行する。

附 則

この規程は、平成11年11月11日から施行し、別表第1の改正規程は、平成10年4月1日から適用する。ただし、扶養手当に関する規定は、平成11年1月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成12年1月21日から施行し、別表第1の改正規程は、平成11年4月1日から適用する。又、別表第4の改正規程は、平成11年12月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成12年3月17日から施行し、別表第4の改正規程は、平成11年12月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年1月17日から施行し、別表第1の改正規程は、平成14年4月1日から適用する。又、別表第4の改正規程は、平成15年1月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年6月1日から施行し、平成15年4月1日より適用する。

附 則

この規程は、平成15年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年12月15日から施行し、平成17年12月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行日における職務の級（以下「新級」という。）は、施行日の前日においてその者が属していた職務の級（以下「旧級」という。）に対応し、下表のとおり切り替えるものとする。
- 3 この規程の施行日における号給（以下「新号給」という。）は、施行日の前日においてその者が受けていた号給（以下「旧号給」という。）に対応し、旧号給の金額を基に算定する金額と新号給の金額が同一の場合はその号給に、旧号給の金額を基に算定する金額が新号給の金額と同一でない場合は新号給において直近下位の号給として切り替えるものとする。

附 則

この規程は、平成20年3月21日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、第12条、第15条、第21条及び第22条関係については、平成22年1月15日から施行し、平成21年12月1日から適用する。第3条、第19条及び第24条関係については、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年2月17日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年5月24日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年11月27日から施行する。

附 則

この規程は、第12条及び第21条関係については平成27年3月20日から施行し、第12条関係については平成26年4月1日から、第21条関係については平成26年12月1日から適用する。第13条及び第23条関係については平成27年4月1日から施行し、第13条関係の初任給改定による在職職員に対する調整は、現号給の2号給上位の号給として切り替えるものとする。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行し、第13条関係の初任給改定による在職職員に対する調整は、現号給の2号給上位の号給として切り替えるものとする。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年11月15日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。